

令和7年第3回三郷市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火) 午後1時30分から3時10分

2. 開催場所 農業委員会議室(7階)

3. 議長 岡庭 丈夫(会長)

4. 出席委員(14人)

席次	氏名	出欠	席次	氏名	出欠
1	岡庭 早苗	出	10	石井 昌明	出
2	宮田 正久	欠	11	恩田 純男	出
3	牧野 和美	出	12	戸邊 勲	出
4	秋谷 直邦	出	13	大熊 陽子	出
5	島根 至代	出	14	岡庭 丈夫	出
6	江川 直美	出	推進	中村 清隆	出
7	染谷 義人	出	推進	吉野善一郎	出
8	大久保貴章	出	推進	鈴木 敏弘	欠
9	島根 幸一	出	推進	藤田 裕衛	出

5. 議事日程

第1 開会宣告

第2 会長挨拶

第3 署名委員の指名

第4 報告第1号 農地改良届出について

報告第2号 2アール未満の農業用施設に係る届出について

報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(相続)

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について(4条 市)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について(5条 市)

報告第6号 証明書の発行状況について

第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件

議案第3号 生産緑地の取得のあっせんについて

議案第4号 三郷市農業委員会事務局職員の人事評価の実施に関する規程の制定について

第6 その他

- (1) 審議会、協議会の報告について
- (2) その他

第7 閉会宣告

6. 農業委員会事務局職員（会議書記）

事務局長 萩原 克己
次 長 菊池 智司
係 長 河野 広美
主 査 石井 富貴和

7. 会議の概要

戸邊
会長職務代理
会長
(以下議長)

委員の皆様、こんにちは。ただいまから令和7年3月農業委員会総会の開催に当たりまして、岡庭会長より開会宣言及びご挨拶をお願いいたします。

(開会の宣言及び開会の挨拶)

議長

本日の出席委員は、宮田委員、鈴木委員が欠席でございますが、定足数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、会議規則第13条第2項の規定により署名委員の指名をいたします。

4番、秋谷直邦委員、5番、島根至代委員、お願いいたします。

(本人承諾の返事)

議長

それでは、次第に従いまして順次進めてまいりたいと思います。

まず、報告事項の朗読を事務局をお願いいたします。

石井主査

(報告事項読み上げ)

議長

ありがとうございます。

報告事項につきましてはお目通しをいただきまして、何かございましたら、後ほど事務局までお願いをいたします。

それでは、続きまして、まず今月内容調査会を行った案件について報告いたします。

今月は議案第1号1番及び議案第2号1番から4番及び6番につきまして内容調査会を開催しております。

それでは、議案第1号の上程前にビデオ上映に入りますので、事務局で準備をお願いいたします。

【議案第1号及び議案第2号に係る申請地のビデオ上映】

議長

それでは、再開いたします。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の許可を承認することについて」を上程いたします。

それでは、議案第1号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

河野係長

議案第1号1番、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「仁蔵字大場川添〇〇番」、地目「畑」、面積「〇〇㎡」外8筆。申請理由「農園経営（新規就農）」となります。経営面積はゼロです。

なお、こちらの案件について申請理由が農園経営（新規就農）のため、内容調査会にて確認をしたところ、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明、お願いいたします。

大久保委員

それでは、議案第1号1番の説明をさせていただきます。

申請地についてはビデオのとおりです。現地は適正に栽培、保全管理されており、農地であることを確認しました。

申請人の住所・氏名、土地の表示、理由、経営面積につきましては事務局からの説明のとおりですので、省略させていただきます。

（譲受人についての説明）

申請理由は農園経営です。新規就農となります。

理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。

（理由書朗読）

権利の種類については、賃貸借です。

（作付計画、農業従事者数、従事日数、農機具の所有状況について説明）

申請地までの通作距離は3.5kmで、車で約10分です。

以上のとおり、当申請は全部効率利用要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第1号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根委員。

島根(至)委員

（挙手により質問）

ジャガイモと違って日数がかかるじゃないですか。結局空くことのないように観光

農園をやるということですね、ブルーベリーの時期的なものが多い、野菜とかもやられるんですよね、きっと。

大久保委員 いろいろ計画をしているみたいです。ジャガイモとかは季節ものなので、季節に合わせて野菜を計画されていると思います。

島根(至)委員 直売で、観光農園になるんですか。

大久保委員 内容調査会では直売もいいんじゃないかという話も出ました。

島根(至)委員 いいですね、そういう方がどんどん増えていって、休耕にならずに、ありがとうございます。

議長 こういう形で、満遍なく収穫できるような形で入れております。
島根幸一委員。

島根(幸)委員 (挙手により質問)
新規就農でということなんですけれども、何年契約とかという、そういう賃貸借なんですけれども、何年契約という形で借りるのでしょうか。

議長 では、事務局から。

河野係長 3年契約です。契約書上は3年になっています。

島根(幸)委員 すみません、その後は随意契約ということですか。

河野係長 3年ごとに契約を更新していただきたいなと思っています。

島根(幸)委員 それでいいんですけれども、どうもブルーベリーと聞くと、言いづらいですけれども、何年かすると売電が立ったりというところが近くに見受けられるので、発電施設みたいなのが、太陽光みたいなのもあってちょっと言いにくいんですけれども、ならないように指導していただけるといいなというところです。個人的な意見です。

議長 企画書のほうではブルーベリー以外にもいろんな野菜で継続的に販売できる形を図面として上がっていますので、そういった形でやっていくと思いますので。
では、補足、事務局で。

河野係長 相対の賃貸借契約書の中には、約束事項として、農地以外のことには使わないというふうに入っております。

島根(幸)委員	分かりました。
議長	ほかにごございますか。
	【挙手なし】
議長	<p>質疑を打ち切ります。</p> <p>採決をいたします。</p> <p>議案第1号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
	【挙手全員】
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。</p>
	<p>1番 農園経営（新規就農） （全員賛成）</p>
議長	<p>続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について意見を求める件」を上程いたします。</p> <p>それでは、議案第2号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。</p>
菊池事務局次長	<p>議案第2号1番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦成5丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外1筆。申請目的「資材置場・駐車場」。</p> <p>なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。</p> <p>この案件は大久保委員の担当でございます。大久保委員に内容説明をお願いいたします。</p>
大久保委員	<p>それでは、ただいまから議案第2号1番の説明をさせていただきます。</p> <p>譲受人及び譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示、施設概要につきましては先ほど事務局の説明どおりですので、省略させていただきます。また、現地の説明についてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。</p> <p>（譲受人についての説明）</p> <p>申請内容ですが、転用目的が資材置場及び駐車場用地で、申請理由としましては理由書が提出されておりますので、読み上げさせていただきます。</p> <p>（申請書朗読）</p>

本社から申請地までの距離は約10km、車で20分くらいです。

利用計画としましては単管パイプ4mから1m、計1,650本、鋼製足場材4m、60枚、単管クランプ、1,200個、単管サポート、1尺から9尺、各30本、その他型枠工事用金物、木材、鋼板、角材、栈木、型枠、鋼材、異形棒鋼、バックホー、来客用駐車場、仮設トイレを置くことになっております。

続いて、被害防除ですが、北側、鉄塔敷に隣接、東側、公衆用道路に隣接、南側、公衆用道路に隣接、西側、雑種地に隣接、出入口を除き四方ともおおむね養生鋼板、2.5mを設置、出入口、土間コンクリートまたはアスファルト舗装、幅6m、奥行き5m、停止線、会社看板、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透、以上が被害防除の説明です。

その他でございますが、誓約書が提出されております。

(資金計画について説明)

農地区分は第2種農地です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方、挙手をお願いします。

代理からお願いします。

戸邊

(挙手により質問)

会長職務代理

今回仮設トイレというのが出てきたのですが、今まであまり見たことがないわけですが、事務局にお伺いします。今回、開発指導が確認済ということになっていますが、今後ともそれは認められるということなのか、今回だけの件なのか。

議長

事務局、お願いします。

石井主査

今回、私どもそんなに経験ないんですけども、初めて仮設トイレというのを見させていただきまして、開発指導課のほうに確認しましたら、水道管に直結とかしているのだったら駄目だけれども、この規模だったらいいということで、開発指導課さんのほうからはオーケーという判断をいただいております。

今後についてなんですけれども、申請者が同じような形で置くということであれば、図面に落としていただいて、開発のほうは問題なければ、そのままうちのほうは受けるというような扱いでいかせていただきたいと思います。

以上です。

戸邊

ありがとうございます。

会長職務代理

議長

ほかにございますか。

	島根幸一委員。
島根(幸)委員	(挙手により質問) 今の説明の中で水道直結というのはどういった場合なのですか。
議長	事務局。
石井主査	仮設トイレの一般的なやつって分かりますか。たるというか、足で踏んで青い水がじゃーと出る、ああいうやつはいいよと、ただ、水道管に直結してどこかに排水するというのは、基本的には地べたに固定というようなところにつながってくるということなので、それは駄目だと。
島根(幸)委員	外に水道があっても駄目。
石井主査	水道があっても駄目ということですね。ということで伺っております。
島根(幸)委員	はい、分かりました。
議長	ほかにございますか。
	【挙手なし】
議長	それでは、質疑を打ち切ります。 採決をいたします。 議案第2号1番に賛成の方は挙手をお願いいたします。
	【全員挙手】
議長	ありがとうございます。 採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。
	1番 資材置場・駐車場 (全員賛成)
議長	続きます、議案第2号2番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。
菊池事務局次長	議案第2号2番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「半田字三尺外〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「資材重機置場」。 なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その

規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明、お願いいたします。

戸邊

それでは、議案第2号2番についての説明をさせていただきます。

会長職務代理

住所、譲渡人の氏名、権利種類、土地の表示につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(譲受人についての説明)

ここで理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

現在使用している本社からの時間及び距離は、3kmで10分程度ということでございます。

利用計画といたしましては、単管パイプ、5mから1m、計1,150本、各種シート、トン袋×100が200枚、防音シート、ブルーシート、くさびパイプ、5mから4mが300本、同3mから2m、クランプ300個、足場1.8m、200枚、ダンプ4tと3t、駐車スペース2台分、ユンボスペース2台分ということでございます。

被害防除でございますが、北側は雑種地で、H鋼コンクリート土留め、隣地にメッシュフェンス、高さ3mがございます。東側は特にございませぬ。南側は雑種地で、H型コンクリート土留め、隣地に鋼板、高さ3mがございます。西側は水路に隣接しております。コンクリートブロック4段積み、ネットフェンス、高さ1m、出入口が幅8m、奥行き6mのコンクリート打ちに停止線、会社看板、敷地内、再生切り込み砕石敷き、雨水は自然浸透ということでございます。

その他といたしまして、誓約書がございます。

農地区分は第2種農地です。

(資金計画について説明)

目の前の東側の市道が狭いので、セットバックはいたします。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号2番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号2番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

2番 資材重機置場 (全員賛成)

議長

続きますして、議案第2号3番について、事務局の議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第2号3番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「新和5丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外1筆。申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は私、岡庭の担当でございます。私から内容説明をさせていただきます。

それでは、議案第2号3番について説明をさせていただきます。

法人名、代表者名、また、住所等につきましては事務局のとおりです。また、申請地につきましてもビデオのとおりでございますので、省略させていただきます。

(譲受人について説明)

今回の申請につきまして理由書が届いておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

現在の営業所から申請地までは、営業所の隣地でございますから、おおむね出入口から100m、徒歩で3分、利用計画ですが、従業員の駐車場4台でございます。

隣地の同意は必要ございません。

被害防除でございますが、北側、住宅がございまして既存のブロックをそのまま使用するというので、東側、新設の単管パイプ、高さ1mを設置する。南側、水路側でございますが、既設のブロックの上に新設の単管パイプ1mを設置、水路方面にコンクリート打設、厚さ50mm、西側、既設のフェンスがありまして、そこに新設の単管パイプ1mを設置いたします。また、会社看板、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透となります。

(資金計画について説明)

特に問題はないかと思いますが、慎重なるご審議をひとつお願いしたいと思います。

説明は以上とさせていただきます。

議長 ただいま議案第2号3番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

島根幸一委員。

島根(幸)委員 (挙手により質問)

道路拡張によってセットバックするということで、今までの出入口等を使用して新規のところにも入るといふ形によろしいのでしょうか。

議長 今まで出入口があったところを、市道1号線ですか、拡幅工事で買収されています。また出入口はそのまま使用されます。ただ、今まで駐車場で使っていた部分がなくなったので新たに確保するといふ形になります。今回の申請地はビデオで見たとおり、道路から奥まったところにありますので、その手前のほうは三、四年前に駐車場として委員会で許可したところでございます。今回、その奥の申請地となっております。

島根(幸)委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

議長 ほかにございますか。

【挙手なし】

議長 質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号3番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長 ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付いたします。

3番 駐車場用地 (全員賛成)

議長 続きまして、議案第2号4番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長 議案第2号4番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「賃貸借」、土地の表示「彦倉1丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「駐車場用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、現地は外環自動車道三郷西インターチェンジからおおむね300m以内にあるため、第

3種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は本来宮田委員の担当でございますが、宮田委員欠席のために戸邊代理に代理の説明をお願いしたいと思っております。その先の担当につきましては宮田委員でお願いしたいと思っております。

それでは、代理から、お願いします。

戸邊

会長職務代理

それでは、議案第2号4番についての説明をさせていただきます。

譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(申請人についての説明)

転用目的といたしましては、駐車場用地ということでございます。

ここで理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までは約4.7km、車で80分ということでございます。

利用計画といたしましてはダンプ10台、従業員用車両も10台ということでございます。

被害防除といたしましては、北側、これは道路に隣接しております。出入口を除き、H鋼コンクリート板柵土留め、東側は畑に隣接いたしております。H鋼+コンクリート板柵土留め、南側、同じくH鋼+コンクリート板柵土留め、官地の水路、のり面にコンクリート打設、厚さ50mm、西側、私道です。一般住宅がございます。H鋼にコンクリート板柵土留めということでございました。幅7m、奥行き4mのアスファルト舗装+停止線がございます。あと会社看板、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透でございます。アイドリングストップ看板も設置いたします。

その他といたしまして、誓約書がございます。

農地区分といたしましてはインターチェンジ出入口から300m以内ということでございますので、第3種農地でございます。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号4番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号4番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【挙手多数】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、賛成多数でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

4番 駐車場用地 (賛成多数)

議長

ここで暫時休憩といたします。開会時間、2時40分をお願いいたします。

【15分暫時休憩】

議長

それでは、再開いたします。

議長

続きまして、議案第2号5番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第2号5番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「上口1丁目〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」、申請目的「居宅用地」。

なお、申請地の農地区分は、市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

この案件は本来宮田委員の担当でございますが、欠席のために私、岡庭から説明させていただきます。許可後には宮田委員に担当していただきますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは、議案第2号5番についての説明をさせていただきます。

(譲受人について説明)

まず、理由書から申し上げます。

(理由書朗読)

利用計画でございますが、居宅用地、自己用の専用住宅1棟、平家建て、建築面積は98.54㎡、床面積が93.98㎡でございます。駐車スペースにつきましてはビルトインガレージ1台分です。建物の中に入れる駐車場スペースでございます。

隣地の同意につきましてはございます。

被害防除ですが、北側、新設コンクリートブロック3段積み、メッシュフェンス、

0. 8 m、東側、新設コンクリートブロック3段積み、メッシュフェンス0. 8 m、南側、特になし。西側、道路に接していますので、特になし。今回の申請地は交差点の角地になりますので2面が道路に接してございます。敷地内東側の一部、南側、西側は土間コン、北側と東側の一部は砂利敷き、汚水につきましては合併処理浄化槽5人槽で処理、西側道路を通り、少し離れた北側の排水路へ放流ということでございます。雨水は雨水ますを設置し、西側道路を通り、少し離れた北側の排水路へ放流となります。

農地区分につきましては第2種農地。

(資金計画について説明)

また、市街化調整区域において長期居住する者の親族のための自己用住宅ということになりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上とさせていただきます。

議長

ただいま議案第2号5番についての説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号5番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県知事へ送付をいたします。

5番 居宅用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第2号6番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第2号6番、譲受人住所・氏名「〇〇・〇〇」、譲渡人住所・氏名「〇〇・〇〇」、権利種類「所有権」、土地の表示「半田字五反田〇〇番」、地目「田」、面積「〇〇㎡」外2筆。申請目的「車置場用地」。

なお、申請地の農地区分は市街地化が見込まれる区域内にある農地であり、その規模がおおむね10ha未満であるため、第2種農地であると判断されます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

戸邊
会長職務代理

この案件は戸邊代理の担当でございます。戸邊代理に内容説明をお願いいたします。

それでは、議案第2号6番についての説明をさせていただきます。

譲渡人の住所・氏名、権利種類、土地の表示につきましては事務局の説明どおりでございますので、省略させていただきます。また、現地につきましてもビデオどおりでございますので、省略させていただきます。

(申請人についての説明)

転用目的といたしましては、車両置場用地ということでございました。

ここで理由書が出ておりますので、読み上げさせていただきます。

(理由書朗読)

本社から申請地までの距離は約34.1km、自動車で1時間以内ということでございます。

利用計画といたしましては、車検などで預かった車両38台分を置くということでございます。

被害防除といたしまして、北側は素掘りの水路に隣接しております。ここはコンクリートブロック5段積み、内側に鋼板3m、東側は出入口以外はコンクリートブロック5段積み、内側に鋼板3m、南側、公衆用道路、未舗装でございます、これに隣接、コンクリートブロック3段積み、内側に3mの鋼板、西側は畑に隣接しております。コンクリートブロック5段積み、内側に3mの鋼板です。南側には自主的にセットバックがございます。出入口ですが、幅9m、奥行き8mのアスファルト舗装+停止線、出入口はアルミゲート、会社看板、敷地内は砂利敷き、雨水は自然浸透でございます。水路占用幅が8mあり。アイドリングストップ看板は2か所に設置します。

誓約書は提出されております。

(資金計画について説明)

以上で説明を終わります。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第2号6番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第2号6番に賛成の方は挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

採決の結果、全員賛成でございます。原案のとおり許可相当として意見を付して県

知事へ送付をいたします。

6番 車置場用地 (全員賛成)

議長

続きまして、議案第3号「生産緑地の取得のあっせんについて」を上程いたします。それでは、議案第3号1番について、事務局に議案の朗読をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第3号1番について説明いたします。

本日お配りしました議案第3号1番、関係資料をご覧ください。

議案第3号につきましては、三郷市長より生産緑地の取得のあっせんについて農業委員会に依頼があり、それを受けて農業委員会としてのあっせんの業務となります。

この案件につきましては、2月の総会にて主たる従事者として証明した案件でございます。

あっせんの対象者でございますが、近隣農業従事者となり、申請地であります戸ヶ崎3丁目付近の農家組合長さんへご案内を考えております。

あっせんの方法につきましては、近隣農家組合長さんへあっせんの案内文書の送付を行いたいと考えております。

その他でございますが、面積、買取り希望価格は記載のとおりとなっております。

総会でご承認いただきましたら、農家組合長さんにあっせんをさせていただき、結果につきましては来月の総会でご報告させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第3号1番について説明が終わりました。これにつきましてご意見、ご質問のある方、挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

それでは、質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第3号1番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、議案第4号「三郷市農業委員会事務局職員の人事評価の実施に関する規程の制定について」を上程いたします。

それでは、議案第4号1番について、事務局から議案の説明をお願いいたします。

菊池事務局次長

議案第4号1番について説明いたします。お配りしております議案第4号別紙をご覧ください。

現在、三郷市の人事評価は、人事評価マニュアルにおいて業績評価と能力評価の2つの観点からそれぞれ5段階で上司が評価をし、評価結果を昇給や人事管理の基礎として反映させております。人事評価マニュアルでは、8級職、部長・局長級は最終評価が本人評価となっており、本来、人事評価は第三者が行うものであることから、市ではこのたびの人事院勧告による給料表の改定を機に、公平性、公正性を高めるために三郷市職員の人事評価の実施に関する規程を制定することとなりました。これを受けまして、市から独立した行政機関である農業委員会としても同様に、事務局職員の人事評価の実施に関する規程を制定する必要があることから今回議案として提出したものです。

なお、この規程では、開いていただいて下のほうになるのですがけれども、別表にありますとおり、局長の最終評価者を副市長、調整者を市長としております。本来は任命権者の長は会長ですが、事務局職員は市の職員でもあり、第2条第2項において市の規程を準用することとしておりますので、そのようにしております。

その他の条文などは、お時間があるときにご覧いただければと存じます。

説明は以上です。

議長

ありがとうございます。

ただいま議案第4号1番について説明が終わりました。ご意見、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。

【挙手なし】

議長

質疑を打ち切ります。

採決をいたします。

議案第4号1番に賛成の方の挙手をお願いいたします。

【挙手全員】

議長

ありがとうございます。

採決の結果全員賛成でございます。原案のとおり承認をいたします。

議長

続きまして、その他に移ります。

まず、審議会、協議会の報告についてございましたら挙手にてお願いいたします。

島根至代委員。

島根(至)委員

①女性農業委員会活動推進シンポジウム全国大会

議長	<p>ありがとうございます。 そのほかございますか。 大熊委員。</p>
大熊委員	<p>①第4回環境行動推進事業実行委員会</p>
議長	<p>ありがとうございます。 そのほかございますか。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>その他でもしございましたら、挙手にてお願いしたいと思います。</p> <p>【挙手なし】</p>
議長	<p>それでは、事務局からの連絡事項ということで、まず、局長からお願いいたします。</p>
萩原事務局長	<p>①令和8年度県農地利用の適正化施策に対する意見の提出について ②2024農業委員会活動記録セットの提出について 事務局からは以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 続きまして、農業振興課からの連絡事項につきまして、次長からお願いいたします。</p>
菊池事務局次長	<p>①盆栽クラブ役員会 4月9日 農業委員会議室 ②盆栽クラブ総会 4月16日 農業委員会議室 ③農家組合長会議 4月22日 大会議室 ④農業青年会議所総会 4月28日 廣寿司 ⑤三郷ジューシーあすぱらPR販売 市役所1階の市民ギャラリー 以上でございます。</p>
議長	<p>ありがとうございます。 本日の議題は以上となります。 以上で今月の総会を閉会とさせていただきます。 閉会に当たりまして、戸邊代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
戸邊 会長職務代理	<p>長時間にわたりまして慎重なご審議ありがとうございました。 今回の総会では、農地法第3条が1件承認、5条が6件許可相当になりました。また、生産緑地の取得のあっせんについて、三郷市農業委員会事務局職員の人事評価の実施に関する規程の制定についてがそれぞれ承認となりました。</p>

審議の内容を確認するとともに、円滑なる総会運営にご協力いただきましてありがとうございました。

以上をもって、ご挨拶とさせていただきます。皆様、お疲れさまでした。